

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
計画全般	国管理だけでなく府又市町管理の河川を含めた形で整備計画を考えるべきではないか。	ご意見の通り水系という観点から計画を考える必要があることから、水系全体として由良川水系河川整備基本方針が平成11年12月に策定されております。また、河川の具体的な施設の整備内容等を定める河川整備計画については各河川管理者において定めるものとしており、地域の意見を的確に反映するよう関係機関と意見の聴取や密接な連絡を保ち、策定していきます。	原案第3章第2節1～5(25～27P)	原案には反映できません。
計画目標	昭和28年の台風13号の水害規模以上の安心できる由良川改修計画を立ててほしい。	河川整備計画は、まず河川整備の現状と課題を勘案し、国全体の整備状況やこれまでの実績をふまえた計画対象期間（概ね30年）における整備事業量、最終目標に向けた段階的整備などを含めて総合的に勘案した結果、昭和57年洪水規模の降雨に対して災害発生の防止や軽減を図ることを目標としています。その後、引き続き由良川水系河川整備基本方針で定める最終目標（昭和28年洪水規模）に向け着実に実施していきます。	原案第3章第2節2～3(25P)	原案には反映できません。
治水事業の促進	由良川に対するイメージはつい「洪水の恐ろしさ」から発想する。環境も大切であるが、治水も進めてほしい。できるだけ早く他河川並みに整備を図るように、環境重視の川づくりとともに、堤防全体の進捗を要望する。	河川整備計画では、由良川の現状と課題を踏まえ、環境にも配慮しつつ、早期の目標達成に向け治水対策を実施していきます。	原案第3章第2節3～5(25～27P)	原案に記載のとおり。
治水事業の促進	1日でも早く未着工区の築堤に取り組んで欲しい。整備計画で30年と言わず一日でも早く整備を達成してほしい。	引き続き関係機関との連携、地域住民の皆様のご理解を得ながら、早期の目標達成に向け治水対策を実施していきます。	原案第3章第2節3(25P)及び第4章第1節第1項1～4(28～35P)	原案に記載のとおり。
放水路計画	綾部市里町位から舞鶴市大川の辺までバイパスを掘り、由良川の洪水を早く海へ出してほしい。東京都が造っているようなバイパスの計画も、30年や50年の計画ではないが、入れてほしい。	綾部から舞鶴へ放水路を実施するとした場合、その延長は10km以上となります。その流量規模から、大規模なトンネルなどの施設が必要と考えられます。このことから、施設建設の経済性や自然環境への影響などを考えると現実的には困難と思われる。		原案には反映できません。
上下流バランスへの配慮	上・中流部の洪水防止の為に築堤工事によって、下流域では一時に多量の水量が流れることとなるが、下流域で洪水問題が起こるのではないかと懸念する。上下流域のバランスの取れた工事計画を強く要求する。30年計画の中で下流域への特に配慮をしてほしい。	由良川における治水事業はこれまでに中流部の福知山・綾部市街地における築堤工事等の促進と併せて、下流域においては1000m <sup>3</sup> /sの流下能力確保を目指す河道掘削を実施することで、中下流のバランスを図りながら治水安全度の向上に取り組んできたところです。そのうえで河川整備計画では中下流一貫して昭和57年台風10号規模の洪水に対して災害発生の防止や軽減を図ることを目標とします。中流部の改修の実施にあたっては、連続堤防の整備にともなう下流への流量増加に対する上下流のバランスを考慮するため、水防災対策特定河川事業の進捗と整合を図りながら進めます。また、整備計画目標流量を上回る大規模な洪水による氾濫被害の軽減や下流部への洪水流出抑制に配慮して、構造物（高さの低い堤防）の整備を実施します。下流部においても、輪中堤など治水対策の実施に伴って、洪水の流下に影響がある場合は、掘削等の対策を検討し実施します。	原案第3章第2節3(25P)及び第4章第1節第1項2(32P)	原案に記載のとおり。

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
水防災事業による影響	舞鶴市や大江町の地先では、輪中堤や宅地嵩上げで防災を計るようだが、この計画が整備されれば、石浦地先の瞬間水量は増加することとなる。石浦地先の堤防が早期に連続するよう、強く要望する。	輪中堤など治水対策の実施に伴って、洪水の流下に影響がある場合は、掘削等の対策を検討し実施します。	原案第4章第1節第1項2(29P)	原案を修正します。 ※下流部に追記。
下流部治水施設の安全性	28水の様な大きな洪水がきたら堤防が生かされるのかが心配である。 57年の浸水のことだけを考えると、その間にもっと大きな洪水が来たら、かえって整備した施設が邪魔になる。そういうことまで考えて工事を進めてもらわないとかえって逆効果になる。	河川整備計画における治水計画は、昭和28年9月洪水規模に対応した段階的整備として、昭和57年8月台風10号規模の洪水に対し災害発生の防止や軽減を図ることを目標としています。このため、まず昭和57年8月の台風10号規模の洪水により住家浸水の恐れがある地区から治水対策を実施していきます。 ご指摘について検討した結果、輪中堤・宅地嵩上げともに河川整備基本方針に基づいた計画高水位（S28年洪水規模）に対応した整備を行うこととします。	原案第4章第1節第1項2(29P～30P)	原案を修正します。
治水施設と道路との兼用	堤防天端の道路の利用はできないか。天端を道路として利用できるものなら効果的である。 府道の冠水等は、検討出来ないのか。	道路冠水は課題と認識していますが、河川改修事業の順序としてまず住家の浸水対策を優先に考えています。 なお道路など他事業との連携により効率的な事業実施が可能な場合は、関係機関との連携・調整に努めます。	原案第4章第1節第1項2(29P)	原案に記載のとおり。
具体的施策内容の説明要望	築堤が出来た場合どのようなようになるのか。その辺の説明を納得いくまで聞きたい。皆が理解できないと100%賛成は得られない。 輪中堤がどういうイメージになるのかが気になる。 輪中堤も緑に囲まれたソフトな感じに仕上がるといい。	河川整備計画は、今後概ね30年間の河川整備の目標や進め方を定めています。 今後、測量などの諸調査を実施して地区毎の具体的な設計を実施していきます。設計にあたっては、地域住民や関係機関との連携・調整を図りながら、より効率の良い実施方法を検討します。 実際の事業実施にあたっては、地元説明会などを行い、十分にご理解を頂いた上で整備を進めてまいります。	第4章第1節第1項2(29P)	原案に記載のとおり。
治水施設整備の影響	大江町の良さである田園風景がそこなわれる恐れがあり、最小限の対策でよい。河畔林等先人の知恵を生かした治水施策を望む。 堤防を造ることは反対である。農地を潰して宅地を守ることも大事であるが、一度つぶした農地は未代戻ってこない。	由良川下流部は土地利用への影響を極力小さくしつつ、早期に住家の治水安全度の向上を図るため、輪中堤や宅地嵩上げを用いた治水対策（水防災対策）を実施することとします。このため、土地利用への影響は通常の連続堤防による改修方式と比べて小さくなるものと考えています。	原案第4章第1節第1項2(28P)	原案に記載のとおり。
連続堤防計画への変更	築堤地区外の住民にとっては耐え難いものである。長い年月と膨大な費用を要することは承知しているが、いずれは自分達の所も堤防で護ってもらえると思っているから、何も言わずに我慢してきた。三方一両損的な計画と云うが、築堤地域が一両の損とすれば、築堤外地域は五両、十両の損と云わざるを得ない。連続堤防計画への変更を強く要望する。 上流の堤防が整備されれば、大江町内の耕地は、早く冠水し浸水が長くなる。人家だけでなく耕地についても堤防で守ってもらえるような対策としてほしい。	由良川下流部においてこれまで通常に行われてきた治水対策（連続堤防方式）を実施することは、沿川の土地利用と生活に大きな影響を与えます。また築堤延長も長く効果発現まで長年の歳月と多大な費用が必要となります。このため連続堤方式よりも経済的かつ地域の意向を踏まえた恒久的な新たな治水対策（水防災対策）を実施することとしました。	原案第4章第1節第1項2(28P)	原案には反映できません。

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
無施策地区について	由良地区の場合は何もなければ、このまま30年は放置か。	河川整備計画における治水計画は、由良川水系河川整備基本方針で定める最終目標（昭和28年9月洪水規模）に向けた段階的整備として、昭和57年8月台風10号規模の洪水に対し災害発生の防止や軽減を図ることを目標としています。このため、まず昭和57年8月の台風10号規模の洪水により住家浸水の恐れがある地区から治水対策を実施していきます。	原案第4章第1節第1項2(28P)	原案には反映できません。
水防災対策の計画変更	大臣や役人が変わると計画がころころ変わるのではなく、決めたことは継続的に不公平がないようにやっていくのが一番よいと思う。計画だおれにならないという保障はあるのか。	住民の生命財産を水害から守るという基本的使命はこれまでから変わっておりません。今回の河川整備計画では、治水整備の現状を考えたとき、従来型の河川改修方式を継続実施していくとすれば、完成まで長年の歳月を要することから、従来型よりも効果がより早く発現できる方式を提案しました。	原案第4章第1節第1項2(28P)	原案に記載のとおり。
水防災対策の計画変更	下流部でこれまで地元で説明され、地元ではその計画に対応してきたが（地域水防災対策計画）、財政上の理由から、輪中堤とか嵩上げに止まる区域が生じることになる。中流部の整備が完了したときにはその影響はさらに大きくなる。この責任は国土交通省にある。もしこの計画を強行するのなら、本計画に伴う地元への補償的措置が不可欠と思う。	由良川の下流部の治水対策については、平成2年より地域水防災対策協議会（国土交通省、京都府、宮津市、舞鶴市、大江町、福知山市）により検討を進めてきました。平成9年には地域水防災対策総合計画が合意され、大江町において事業が進められてきたところです。この計画は将来計画（昭和28年洪水規模）を連続堤防による洪水防御とし、その段階的な整備として、一部築堤や宅地嵩上げにより住家を緊急的に浸水から防御するものでした。しかし、由良川水系河川整備基本方針で定める最終目標（昭和28年9月洪水規模）の達成に向けては、下流部における河川改修の根本的な課題である沿川土地利用への影響や早期に住家の治水安全度の向上を図る必要性などの観点から、地域水防災対策協議会により審議した結果、水防災対策計画を長期計画（恒久対策）として設定することとし、今回の河川整備計画ではその段階的整備としての水防災対策を提示させていただきました。今後、具体的な事業実施にあたっては、地元の皆様に十分説明を行いご理解を頂き整備を進めていきます。	原案第4章第1節第1項2(28P)	原案には反映できません。
水防災対策の堤外地について	輪中堤・宅地嵩上げ方式で整備されると、整備対象外となった土地の転用等あった場合、どのような対応になるのか？このようなことも踏まえ地元の意見・意識を尊重した整備が進むことを願う。 和江から下流の辺で採石した土砂を盛り上げ、相当山積みになっているが、その土砂の規制・要請といった方法はないのか。（治水は川を）広げるのが原則ではないか。	水防災対策は連続堤よりも経済的かつ地域の意向を踏まえた恒久的な新たな治水対策として住家を緊急的かつ効率的に防御することとしています。水防災対策の事業実施に際して洪水が氾濫する区域では新たに浸水の恐れがある住家が建築されないよう土地利用規制や、またそれ以外の地区においても新たに浸水の恐れのある住家が建築されないよう土地利用誘導方を、関係自治体と連携して実施していきます。なお、ご指摘の土砂の規制については、一般的には川幅が広い方が洪水時の水位を低くできるため、安全性などの観点からは好ましいと考えられます。しかし洪水を流下させる目的で、民有地における土地の形状に対して規制をかけるといったことは現段階では困難です。	原案第4章第1節第1項2(28～29P)	原案を修正します。
農業基盤整備との連携	農業基盤整備計画については、河川整備計画と調整・リンクさせて積極的な事業実施をはからりたい。	関係機関との連携を図り、関連事業と整合のとれた計画となるよう努めます。	原案第4章第1節第1項2(29P)	原案に記載のとおり。

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
河口処理	由良川河口の掘削は必要とは考えていないのか。	河口部の砂州は、河口流と波浪・海浜流によって発達・消滅を繰り返しています。洪水時には比較的小規模な流量でフラッシュされるものの、砂州が異常に発達した場合の船舶の航行障害が懸念されます。このため今後も砂州の状況把握に努めます。また、砂州を開削することによって濁水時の塩水遡上による上水道や農業用水への影響や、神崎海岸・由良海岸の浸食を招く恐れがあります。また、生物の生態系への影響も考えられるため今後も経過観察を継続的にいき、必要に応じて関係機関や学識経験者、住民による委員会など設置して、対応を検討したいと考えます。	原案第4章第1節第1項2(31P)、第4章第2節第1項2(40P)	原案には反映できません。
河口処理	城島の撤去により水の流れが変わり、河口の神崎の浜が出てきており、由良の浜が少なくなっている。	河口の砂州は、過去からの写真を比較すると、各年代で異なった状況を呈しています。このため年代をおった変化ではなく、砂州の発達と出水によるフラッシュを繰り返していると考えます。このように河口状況は複雑な変化をしているため引き続き調査検討が必要と考えています。	原案第4章第1節第1項2(31P)、第4章第2節第1項2(40P)	原案に記載のとおり。
河口部治水対策	河川整備計画（原案）を見ると、由良地区のことはあまり載っていないと思う。由良川の氾濫はあまり由良地区は関係がなかったと言われるが、昭和28年の13号台風のときの由良地区は、由良川の水と日本海の荒波により普通なら流れるものが流れず、由良地区でも床下浸水が発生した。また昭和47～48年だと思うが、高潮かにより家が全壊した。そういうことは全然載っていない。もう少し由良地区のことを真剣に考えてほしい。	由良川では現在のところ高潮による被害は発生していないと認識しております。河川整備計画では由良川全体の治水安全度のバランスを考え、まず昭和57年8月台風10号の洪水規模に対し災害発生防止や軽減を図ることを当面の目標としています。	原案第3章第2節第3項(25P)	原案には反映できません。
河道拡幅・掘削	大江町の波美などの狭いところを、もっと切削してとにかく早く由良の方へ水を流すということを考えてほしい。盛土で上げていくよりも、掘っていくという方法である。大江町波美、川北喜録寺等川幅の狭い所を広くし川底を掘り下げ平時の水位を今より1～2m低くする。砂利をさらえる位ではなく、切削工事で深くする。	由良川下流部は、山間狭隘な地形であり、通常の連続堤防方式による河川改修を実施すれば、そのほとんどの平地が河道となってしまう、土地利用への影響が大きいものとなります。このため昭和30年代から河川改修の検討が行われ、まず河道を掘削し流下能力の増大を図ることとし、その事業効果を検討した結果、低水路の流下能力を概ね1000m <sup>3</sup> /sとした場合がもっとも適していると判断され事業が進められてきました。今後は、一部橋梁の関係などで未掘削の部分について、水防災対策における輪中堤や宅地嵩上げの実施とあわせて掘削を実施することとしていますが、効率的な洪水防御を図るためには中流部下流部ともに築堤施策を実施する必要があると考えています。	原案第4章第1節第1項2(31P)、第4章第2節第1項2(40P)	原案には反映できません。
川北地区の河道法線	環境上からも自然の「だこう」の場所も必要。将来の前田地区の堤防計画でも、直線的にすべきではない。大谷川の河口部は由良川のわん曲した場所にあり、河岸がダム役割をはたし、逆流して水害が発生する。この期に、戸田橋からさくら橋にかけて、河道の直線化をはかり、スムーズに本川も支川も流れるようにしてもらいたい。	福知山市川北付近の河道は大きくわん曲しているため、治水や環境面から築堤の実施にあたっては十分な注意が必要と考えています。このため河川整備計画では、今後河道を十分に事前調査し河道性状を把握することで、環境への配慮や洪水の安全な流下、新たな水衝部の発生防止など総合的に調査・検討し河道法線を決定したいと考えています。	原案第4章第1節第1項3(32P)	原案に記載のとおり。

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
支川改修	大谷川は上流から改修しているので下流が狭く、由良川の近くになると、水が溢れるという状態。国、府、市が一体となり、支流も取り組んでほしい。	現在のところ由良川中流部改修を上流側から下流に向けて実施しているところで、支川改修や合流点処理については、国府市の各管理者で十分に調整を行い実施してまいります。	原案第4章第1節第1項3(32P)	原案に記載のとおり。
中流部堤外地	興地区では河川近くに優良農地があり農業収入の主体となっているが、築堤によって堤外になる部分が多く、これに対しては何の保障もなく築堤後も面倒が見てもらえないのではないか。これらの対策を考慮してほしい。	由良川中流部における河川改修事業の手順として、早期に洪水氾濫から浸水被害の防止を図るため、地域のご理解のもとまず堤防敷地を優先して用地買収していきたいと考えております。 このため河川整備計画では、まず一連の堤防整備の完了までを計画しました。	原案第4章第1節第1項3(32P)	原案には反映できません。
内水対策	堤防を建設されても、内水は堤防を超えて由良川に排出できる対策（排水ポンプ施設）を決めてほしい。	由良川の洪水氾濫から災害発生を早期に防止・軽減する観点から、河川整備計画では堤防整備を先行して実施することとしています。 その上で、由良川全川の治水整備の向上を考慮しつつ、背後地の状況変化により内水対策の必要性が高まった地区や改築の必要性が高まった樋門などについては関係機関と調整しその対策について協議します。併せて、内水被害を軽減させるような土地利用の規制誘導方策などを取り入れていく必要があるため、浸水区域の公表、水位情報発信などのソフト対策を実施することとしております。	原案第4章第1節第1項3(33P)	原案には反映できません。
氾濫被害軽減対策	氾濫被害の軽減対策は下流から水が逆流し浸水の恐れがないか心配している。設計施工に当たっては、周辺に対する影響に充分注意し、慎重にしてほしい。	ご指摘の点も踏まえて検討を行い実施します。 由良川で計画目標を上回る洪水が発生した場合に、福知山市・綾部市などで破堤すれば甚大な被害の発生が予想されます。この計画目標を超過した場合の壊滅的被害の回避策として実施するものです。このような場合は由良川全川において、計画上の安全は確保されず被害の発生が予測され、各地で発生しうる被害を軽減し人命に被害が及ぶなど壊滅的被害を回避するためのものですから、計画的な遊水池とは趣旨が異なる点をご理解いただきたいと考えております。	原案第4章第1節第1項3～4(32～34P)	原案に記載のとおり。
大野ダム	ここ2～3年の由良川の増水に関しては、上流のダムの放流が原因ではないか。	昭和36年に管理を開始してから、現在まで大野ダムの操作規則は変えていません。 大野ダムはダム地点での流量が500m <sup>3</sup> /secを越えてから洪水調節を開始します。500m <sup>3</sup> /secを越えてから一定の率で調節を開始します。したがって、決して増水させるということはありません。	原案第4章第1節第1項1(28P)	原案に記載のとおり。
大野ダム	整備計画は、あくまで28年の洪水流量レベルで整備することだが、何年もかかって今までのいると整備してきて洪水の起こりにくい状況になっているはずなのに、28年洪水と同じレベルで計画をすることは納得がいかない。	河川整備計画における治水計画は、由良川水系河川整備基本方針で定める最終目標（昭和28年9月洪水規模）に向けた段階的整備として、昭和57年8月台風10号規模の洪水に対し災害発生防止や軽減を図ることを目標としています。 由良川の治水計画策定においては、大野ダムの完成や築堤、河道掘削等これまでの河川改修の進捗等を踏まえて、将来的に昭和28年規模の洪水を安全に流下させるための河川改修を検討した結果同規模の水位となりました。	原案第3章第2節3(25～26P)、第4章第1節第1項3(28P)	原案には反映できません。

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
大野ダム	洪水になる条件は大野ダムの操作によってずいぶん影響されている。もちろん助かっている。でもいざとなったら大野ダムの放水によって浸水するわけである。大雨が降ることがわかっていたらダムを空にしておけという話がよくあるが、こういう調整は可能なのか。	大野ダム計画は、昭和28年9月洪水（台風13号）の実績降雨により立案されています。その雨量は福知山地点上流域で累計360.2mmです。この降雨において福知山地点のピーク流量6500m <sup>3</sup> /secを5600m <sup>3</sup> /secに調節するのが大野ダムの役割です。このときにダムは満水状態です。もしここでこれ以上の雨が降ったらダムは貯留できません。ただし、ダムに入ってきた量以上の水を下流に流すわけではなく、そのままダムを通過させるだけです。効果的な操作方法とは、S28年洪水よりももっと小さな規模の洪水で洪水調節を実施することを目的としています。検討に際しては、大規模な洪水が発生したときは従来よりも早く満水状態を迎えるためさまざまな検討を行い、合わせて関係機関との調整も行います。	原案第4章第1節第1項1(28P)	原案に記載のとおり。
ハザードマップ	堤防が決壊した場合は、自分の力で避難を、という説明があったが、ハザードマップは全戸配布にした方がいい。	水防法では、河川管理者は洪水予報指定河川について浸水想定区域を指定・公表することとなり、自治体はこの図に基いて避難経路、避難場所など迅速な避難に必要な事項を定めることとされています。（由良川では、平成13年8月に浸水想定区域を指定しています。）ハザードマップについてですが、由良川の直轄管理区間沿川では、福知山市において、「防災マップ」が作成されており、自治会単位で配布され、一般の方には閲覧とされています。ハザードマップの作成・配布は、自治体が行うこととなり、河川管理者としては直接お答えできませんので、自治体にお伝えします。	原案第4章第2節第1項3(40P)	原案に記載のとおり。
危機管理対策	昔から「災害は忘れたころにやってくる」というが、災害を忘れたのではなく災害を知らない若い人たちが案外多い。もし堤防が決壊して15分ぐらいで人の高さぐらいまで水位が上昇したとき、どのような処置を考えているのかをお聞きしたい。	完成までに長期間を要する治水事業の実施途中やその完成後において、計画規模を上回る洪水が発生することは十分に想定されます。このため河川整備計画では、治水施設整備の促進と併せて、洪水発生時の危機管理対策が重要と考え、市民の危機管理意識の高揚として浸水想定区域図の公表や光ファイバーなどを用いたリアルタイムの情報提供など、関係機関と連携を図りながら、ソフト面からも防災体制の強化に努めていきたいと考えています。	原案第4章第2節第1項3～4(40～41P)	原案に記載のとおり。
工事の実施	昭和50年頃、八雲橋下の家屋の土台が10cmばかり沈下した。原因は堤防（護岸）の際の砂利を取りすぎたためだ。28年の堤防決壊時に決壊箇所へ行ったが砂利ばかりであった。大体砂利で堤防を造ることがおかしく、粘土質とか赤土の粘り気のあるものが普通である。現在の堤防はそれを取り除いて造られるか疑問。また同じように完全に取り除かずにされているのか、堤防の幅が広がったのでこれで一応耐久力があると考えているかもしれないが、現在はトンネルを造るのに、空き缶や一斗缶を埋め込むような世の中。やはりただ任せるとはならず、工事現場ではもっと監督者はよく目を光らせてほしい。	工事の実施に当たっては、今後とも十分にその影響等について配慮し実施してまいります。また工事の施工にあたっては、所定の基準を基に今後とも適切な監督業務を実施してまいります。		原案は河川整備の計画書であるため、ご指摘の事項は反映しませんが、左記の通り所定の基準等に基づき適切な対応を実施してまいります。
ダムの建設	上流に大きなダムを作り大雨の時に水をため、水不足に悩んでいる京阪神地区（淀川水系）へ水を流すというような遠大な計画をしてほしい。	淀川水系の利水計画においては由良川水系からの導水は考えておりません。		原案には反映できません。

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
河畔林	<p>河畔林には貴重な動植物がたくさん生育しており堤防内の竹林・河畔林を大切にしたい。</p>	<p>河畔林（高水敷や河道内の樹木等）は河川の生態系の保全や良好な河川景観の形成等に重要な要素となっています。また、堤防の安全性を補完し破堤やその拡大防止に寄与する樹林帯としての機能を持つ場合があります。しかし、治水安全上および河川利用上の支障となる恐れがある場合には伐木することとします。伐木を実施する際には、中抜きの伐木したり、切り株を残したりして動物の隠れ家を確保するなど生態系への配慮し実施していきます。</p>	<p>原案第4章第1節第2項2(36P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>
ゴミ問題	<p>増水の後に周囲の両岸に多量のプラスチック類（ビン、缶、粗大ゴミ）が流れ着くのは、流域の住民意識が不足していると思う。もっと指導をしてほしい。 大雨時や台風時等には由良川からの流木やゴミ等が流れ出し、由良の海岸にゴミの山になる事がある。ゴミの流れ出さない様な河川作りを望む。</p>	<p>河川区域内に投棄された一般ゴミ、電化製品、産業廃棄物および洪水時に漂着したゴミを対象に定期的に塵芥処理を行っていますが、不法投棄の件数は増加傾向にあります。今後も河川区域内の不法投棄されたゴミなどに対しては、河川巡視による早期発見に努め、監視、対策に努めます。また、河川美化活動などを通じてゴミの持ち帰りやモラルの向上を図るとともに、地域の方々や関係機関、市民団体などとの連携のもと、河川愛護の精神の高揚を図るとともに流域一体となった「地域ぐるみの河川管理」を目指します。</p>	<p>原案第3章第2節4(27P)、第4章第2節第2項1(42P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>
森林保全、生態系の保全	<p>40年前、河口付近でたくさん獲れたハゼや鰻は全く姿を消した。川はきれいだと言うが、自然がどんどん破壊されて行くのが目に見える。今、川の治水や環境を守るのに果たす森林の役割が見直されている。 由良川の河川整備も、森林の保水力や流域全体の生態系を考え直す立場で取り組んでほしい。 由良川の中流部は工業団地の造成が行われ一気水の出る恐れがある。団地近辺や山にも多くの木を植える必要がある。水害をなくす事と良質な水を流すことが大事である。 魚が住める川を作りたい。昔居た魚がほとんど居ない。</p>	<p>由良川の良好な自然環境を次世代に伝えていくため、由良川を流域の水と緑のネットワークの核と位置づけ、自然環境の積極的な保全・流域全体での生態系の連続性の維持・生物の生息生育空間の形成を目指しています。 また、関係機関や地域の方の協力を得ながら、生態系保全に取り組んでいきます。河川管理者が森林の保全等することはできませんが、生態系保全のために関係機関や地域の方々や連携・協力等したいと考えます。 魚類も含めて、生息環境保全のために関係機関や地域の方々や連携・協力等していきます。</p>	<p>原案第3章第2節5(27P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>
森林保全、生態系の保全	<p>位田町栗井堰の魚道の構造に問題あるのか「魚が上らない」と苦情が多い。調査してほしい。</p>	<p>栗井堰については、平成6年度の魚道設置後、その機能を確認するために調査を行っています。その結果では、アユ、オイカワ、カワヒガイなどの遡上を確認しています。 また、聞き取り調査においても、魚の遡上が確認できたという結果が出ています。</p>	<p>原案第3章第2節5(22P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>
外来魚対策	<p>外来魚の生息数の増加が著しいと思う。河川環境を論じるのであれば現況を捉える事が必要である。 生態系としては今の課題・目標として何らかの方向性を持つ事が望ましいのではないかと。 川鵜・ブルキール・ブラックバスの駆除。 外来種は養殖し、オスにラジウム等をあて去勢し放流する。</p>	<p>魚類そのものの駆除や去勢を河川管理者が行なうことは困難ですが、生態系の保全をしていく上で、重要な問題と認識しています。 原案では生物調査等による動向把握、きめ細かい維持管理について記述しており、外来種対策については、河川整備計画で明記するのは不適当のため、原案には反映できません。</p>	<p>原案第4章第1節第2項3(37P)</p>	<p>原案には反映できません。</p>

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
魚類の遡上	サケは綾部の途中までしか遡上できず、サケの孵化場のある牧川も途中の堰がきつくて、魚道らしきものはあるが実際に遡上するまでは不可能に近い。アユの自然産卵もダムの上で非常に珍しくなり、琵琶湖から毎年稚魚を入れて放流しているわけであり、残念ながら現在の由良川は遡上する魚類にやさしい川では決していない。	整備計画の対象区間は、国土交通省の管理している区間です。この区間にある栗村井堰、綾部井堰には、魚道を設置しています。当事務所の調査では、アユなどの遡上を確認しており、このように表現しました。ご指摘のサケについては、現時点では遡上が確認されていませんので調査したいと思います。なお、支川や水路での魚道の設置や改良については、関係機関と協議していきます。由良川を流域の水と緑のネットワークの核と位置づけ、流域全体での生態系の連続性の確保を目指します。	原案第2章第2節4(21～22P)、第4章第1節第2項3(37P)	原案に記載のとおり。
水質・下水道整備	水質の悪化が著しい。もっと地方庁と一体になって、由良川流域全体の下水整備を完全にさせるべき。	昭和48年以前については水質データがないため、比較できません。BODやSS等から判断すると水質は悪化しておらず、環境基準も達成できています。しかし、よりよい河川環境をめざして、由良川の水質に関する目標を「透明感のある川」とし、河川の自浄機能を高めるための整備手法について、調査・検討を行うとともに、関係機関と連携・調整し汚濁負荷量の低減を目指します。	原案第3章第2節5(27P)、第4章第1節第2項1(36P)	原案に記載のとおり。整備計画では水質は良好でありハード対策による改善は難しいと考えており、水質目標の設定はしません。下水道の整備は、河川整備計画の対象外です。
水質・下水道整備	9号線から距離が短いので、水（雨水）が自然浄化される条件に乏しく、強い雨が降った際にはかなりひどく油が混じり汚泥した水が流れ込むので関係官公庁による対策と監視等も考えて欲しい。 福知山市は特に下水が進んでいる。しかし上流の方はできておらず、環境への河川管理の面から下水道の整備をしなければいけない。自治体には相当強く言ってもらわないと、待っていたらいつまでたってもだめだと思う。	水質については河川巡視や定期的な採水分析や水質自動監視装置による常時監視を継続して実施します。また、水質の保持については、現在組織されている「水質汚濁防止連絡協議会」を通じて、今後連携の一層の強化を図るとともに、関係機関や地域の方々と連携し流域全体が一体となって水質のみならず河川環境の保全に取り組めるよう、ネットワークの構築を図ります。	原案第4章第1節第2項1(36P)、第4章第2節第2項2(43P)	原案に記載のとおり。
維持・管理	JR舞鶴線鉄橋をはさんで堤防法面は、ジャカゴ工法で鉄線が所々腐食しており大洪水時に堤防決壊の恐れがあると思う。	ご指摘の場所は、損傷は数カ所見られましたが大きなものではありませんでした。また、旧堤防であり本堤防との距離も相当あるため、現時点では補修の必要はないと考えます。今後、河川巡視等により経過観察を行い修繕等の判断をしていきたいと考えます。	原案第4章第2節第1項1～2(39～40P)	原案に記載のとおり。
維持・管理	旧建設省当時の工事の土砂の放置について大洪水時に水の流れが滞流しないか危惧している。	ご指摘の場所は、当方の工事で発生した土砂を築堤に再利用する目的で仮置きしているものです。その後一部を工事に再利用し、現在も仮置きしています。今後、築堤工事等に再利用していきます。なお、ご指摘のような、洪水時の流水の滞流はないと考えます。	原案第4章第2節第1項1～2(39～40P)	原案に記載のとおり。
維持・管理	並松町現長旅館前の護岸工事で降下流への水流が変わり水門の所で洪水時に水が廻る様になり、ゴミ、土砂がたまるようになった。綾部井堰水門のゴミ土砂について善処してほしい。	ご指摘の場所は、平常時には特に影響は無いと考えます。近年、出水がないため洪水時の確認ができていませんが、洪水時にも現地を確認し、影響があるか判断し、必要があれば対策を検討します。	原案第4章第2節第1項1～2(39～40P)	原案に記載のとおり。



## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
維持・管理	由良川丹波大橋下流 J R 舞鶴線間に上流より洪水時に大木が流れてきて土着している。洪水時にゴミ・竹・木等がたまり旧堤防決壊の原因になる事も予想されるので善処してほしい。	ご指摘の件について、木が密集して生えている状況ではなく、過去に伐採したと思われる根本から数本に枝分かれしたものでした。このため、現時点ではご指摘のような流水に対しての阻害や旧堤防の決壊の原因になるとは考えられません。今後、河川巡視等により流木堆積状況等を把握し必要があれば処理していきます。	原案第4章第2節第1項1～2(39～40P)	原案に記載のとおり。
維持・管理	大雨洪水警報発令時は、綾部用水を入り口でとめてほしい。	綾部用水樋門は許可樋門であり綾部井堰土地改良区が維持管理している施設です。出水時には操作要領に基づき管理者の方でゲート操作を行うよう指導しています。	原案第4章第2節第1項1～2(39～40P)	原案に記載のとおり。
維持・管理	土師町の段畑樋門外側の由良川へ流れるまでの水路が、何も整備されずに昔のままで、桑の木が川の縁に生えたりしているのが現状である。水が早く流れ出るような工夫をしていただきたい。	段畑樋門は許可樋門であり福知山市下水道部が管理しています。樹木が治水上流水の阻害になるようであれば、施設管理者とも協議し伐採等の対応をしていきます。	原案第4章第2節第1項1～2(39～40P)	原案に記載のとおり。
砂利採取	河口に多くの砂がたまり浅くなって閉塞状態である。大きな洪水の引き金にもなりかねないし、船舶の通行の妨げにもなっている。一方で砂が足りず中国から輸入しているのが現状である。定期的に砂を取り除いて、一石三鳥の経済的効果をあげてほしい。	河口部の砂州は、河口流と波浪・海浜流によって発達・消滅を繰り返しています。洪水時には比較的小規模な流量でフラッシュされるもののご指摘のとおり、砂州が異常に発達した場合の船舶の航行障害が懸念されます。このため今後も砂州の状況把握に努めます。ご提案にあるように砂を採取して有効利用も考えられますが、砂州を開削することによる湧水時の塩水遡上による上水道や農業用水への影響や、神崎海岸・由良海岸の浸食を招く恐れがあります。また、生物の生態系への影響も考えられるため今後も経過観察を継続的に行い、必要に応じて関係機関、地元住民、学識経験者などと連携を図り、対策方法を検討します。	原案第4章第2節第1項2(40P)	原案に記載のとおり。
由良川資料館	由良川流域の各市町と交流を深めていくためにも、由良川資料館の建設を要望する。	河川管理者が由良川資料館を建設する計画はありませんが、国土交通省の河川事業の中に「河川防災ステーション」があります。災害時には水防活動や復旧活動の拠点として、また、ヘリポート基地として活用されます。日常時は、河川を軸にした地域の人々のふれあいの場として、憩いの場として、レクレーションの場として、文化活動の場として広く利用されることにより、河川に親しみを持っていただきながら災害危機への対策を目的にしています。この事業は地元自治体などからの要望により、基盤整備は国土交通省で行い水防センター等の建設および維持管理は自治体で行うこととしています。これらの事業については地元要望があれば積極的に支援していきます。	原案第4章第2節第1項3(40P)	原案には反映できません。
河川情報の伝達	9号線周辺の開発と都市化が進み集中豪雨時には、以前には考えなかったような水量の雨水が弘法川に一気に流れ込み水位が急激に上がることがある。排水機場も日常は無人管理かと思うがデータ（機械）以外の情報把握やパトロールもしてほしい。	排水機場の操作は福知山市に委託しており、平常時でも排水機場の操作員が機械の点検や場内の巡回等を実施しています。また、迅速な操作ができるよう光ケーブルを利用した遠隔操作や遠方監視の整備や、リアルタイムの情報収集のための光ファイバー網の整備を図っていきます。	原案第4章第2節第1項4(41P)	原案に記載のとおり。

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
河川情報の伝達	<p>「洪水共存型社会」の実現については、住民の理解を得るにはかなりの時間がかかると思う。迅速な情報伝達が望まれる。</p>	<p>水防法の規定により国土交通省では由良川の洪水予報区間において、浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表しています。自治体においては、洪水による被害を防止・軽減するために、市町防災会議において洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るための必要な事項を定め、ハザードマップなどを作成し、住民に周知することとなっています。よって、ハザードマップ作成のための支援を積極的に行い、あわせて、氾濫シミュレーションを活用した情報提供についても取り組みます。また、水位・雨量などの河川情報を収集し、由良川洪水予報連絡会などの関係機関と連携した水防体制の維持・強化を図り、沿川の自治体や住民に対して洪水予警報を発表し、洪水に対する危険度を周知します。このため関係機関とデータを相互に共有するために、光ファイバーによる情報伝達網を整備し防災対策を共同で行い、地域との連携に努めます。河川管理者としては、このよに河川情報などを提供し、また、提供できる環境整備を行い、自治体が発信する防災情報提供をバックアップしていきます。</p>	<p>原案第4章第2節第1項4(41P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>
河川情報の伝達	<p>由良川堤防に光ファイバーが設置され、リアルタイムに河川情報が集約される体制ができたが、情報をどういう形で関係地区民に知らせるか、システム構築が必要なのではないか。</p>	<p>水防法の規定により国土交通省では由良川の洪水予報区間において、浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表しています。自治体においては、洪水による被害を防止・軽減するために、市町防災会議において洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るための必要な事項を定め、ハザードマップなどを作成し、住民に周知することとなっています。よって、ハザードマップ作成のための支援を積極的に行い、あわせて、氾濫シミュレーションを活用した情報提供についても取り組みます。また、水位・雨量などの河川情報を収集し、由良川洪水予報連絡会などの関係機関と連携した水防体制の維持・強化を図り、沿川の自治体や住民に対して洪水予警報を発表し、洪水に対する危険度を周知します。このため関係機関とデータを相互に共有するために、光ファイバーによる情報伝達網を整備し防災対策を共同で行い、地域との連携に努めます。河川管理者としては、このように河川情報などを提供し、また、提供できる環境整備を行い、自治体が発信する防災情報提供をバックアップしていきます。人の集まる駅前や市役所などには、河川の状況がわかる河川情報画像を提供していきます。</p>	<p>原案第4章第2節第1項4(41P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>
河川情報の伝達	<p>内水の水門の開閉は、その現場に立って本流が高いか低いかで操作をしている。天候のレーダーを見て判断するようなものが整ってくるとすれば、かなり人間の管理外で情報に基づいた水門の開け閉め、つまり内水の被害も防止できるのではないかと思う。</p>	<p>洪水時において操作を行う必要がある樋門、排水機場の施設については、操作規則、操作要領などにに基づき操作員により的確な操作を実施しています。これは周囲の安全を確認し的確な操作を行うためです。しかし樋門操作員の高齢化問題や何らかの理由出勤できない場合の緊急対応、危機管理対策が必要です。このため夜間などでも常に河川の状況を監視し、樋門・排水機場などの操作を確実にするためのバックアップシステムとして、CCTV（監視カメラ）、浸水センサー、遠隔制御装置などを整備していきます。</p>	<p>原案第4章第2節第1項4(41P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>
許認可	<p>舞鶴出張所と漁業組合の関係に疑問がある。 係留の許可申請基準も安全基準もなく、その時の役人の気分次第らしいが、法のものとの平等に違反していないか？ 貴重な国有財産である由良川を広く国民に利用させて経済効果をあげる様、規制緩和及び公平な使用基準、安全基準を作り、基準を満たした者には許可を出し、満たさない者は許可を取り消して、公平な運営をお願いしたい。</p>	<p>河川敷地の占用許可については、治水、利水及び環境に係る本来の機能が維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう十分配慮しながら行っています。 由良川における占使用等許可申請に対しても、周辺地域の状況、意向等を踏まえつつ、公共用物の管理者として法令、基準等に基づき、公平な判断のもと適正な処分を行っています。</p>	<p>原案第4章第2節第2項1(42P)</p>	<p>原案に記載のとおり。</p>

## 由良川水系河川整備計画（原案） 主な意見と回答

意見の分類	主な意見の要旨	回答	原案関連ページ	原案への対応
河畔樹木の伐採	過去に河川改修で川幅を広げたが、雑木が生え放題である。切ってもらわないと意味がないように思う。 樹木等があると増水に対し相当な弊害が出るのではないかと、本来の川そのものの使命が果たせないのではないかと、早く伐採などの対処をしていただきたい。	河畔林（高水敷や河道内の樹木等）は河川の生態系の保全や良好な河川景観の形成等に重要な要素となっています。また、堤防の安全性を補完し破堤やその拡大防止に寄与する樹林帯としての治水機能を持つ場合があります。しかし、治水安全上および河川利用上の支障となる恐れがある場合には伐木することとします。伐木を実施する際には、中抜きの伐木したり、切り株を残したりして動物の隠れ家を確保するなど生態系へ配慮し実施していきます。	原案第4章第2節第2項3(43P)	原案に記載のとおり。
人と川との関わり	堤防だけで治水をしようとする、人々の視線から由良川の流れが消え、河や治水に対する意識も低くなってしまふ。由良川のすばらしさを享受すると同時に、時には怖い存在となりうる力を由良川が秘めていることを意識するためにも、もっと市民に由良川に親しんでもらう必要があると考えている。	川と人との関わり的重要性は十分認識しており、今後「人と川との共存」という本来あるべき関係をとりもどすため、地域の方々や関係機関等と連携し、由良川の保全と整備を進めていきます。	原案第5章(44P)	原案に記載のとおり。
人と川との関わり	自然を出来る限り破壊せず、住民（何百年、受けつがれて来た）の「生活」の意も取り入れた整備計画であってほしい。	由良川の自然の保全を目標として定めています。また「自然・生物共存型社会」「地域ぐるみの河川管理」として、地域の方々と一体となった河川管理に努めていきたいと考えています。	原案第3章第2節5(27P)、第5章(45P)	原案に記載のとおり。
由良川の川づくりの進め方	地域住民の声も聞いていただいて、みんながよかったという由良川の河川整備計画の最終的な案を作ってほしい。 各地区の意見を集約して、何らかの方法で検討された結果を公表してほしい。	河川法改正の趣旨を踏まえ、今後も計画の策定にあたっては地域のご意見を十分お聞きしたいと考えています。なお今回いただいたご意見は集約させていただき、反映結果を公表いたします。	原案第6章(47P)	
由良川の川づくりの進め方	流域住民の声を聞き推進することなので、そう云った機会をもってほしい。 養護施設の設置、スポーツ施設、農産物販売所等を考慮し“新しい村づくり”“町づくり”を由良川改修と共に考えていく事が大切であると思う。 お役所の仕事は、どうしても「縦割り」になるが、ぜひ国土交通省が音頭と取って、環境省、農林水産省を巻き込んで、複数の省庁が手を組んで、一本の河を考えていく、というのでもいいモデルケースになると思う。	これからの川づくりを進めるにあたって、流域住民の方々や関係機関の理解と参加を得ることが必要不可欠です。そこでさまざまな立場の方々、今後の由良川における人と川との関わり方や今後の川づくりのあり方についての意見交換・討論ができる場を設置することで、調査研究・意見交換を行い、今後の河川整備計画の内容に反映させたいと考えています。 このような意見交換を行いコミュニケーションをはかって、実現可能なものから順番に、人々が川に期待している思いを具体化する川づくりを推進していきます。	原案第6章(47P)	原案に記載のとおり。
由良川の川づくりの進め方	旧175号線（現市道、広小路勅使線）の一部が豪雨時冠水して交通に支障をきたすことがある。道路の嵩上げなども考えてほしい。 堤防が全部完成したあかつきには、サイクリングロードを造るとか、健康面の事などを計画に入れておいてほしい。 その他、地区毎の要望。	これからの川づくりを進めるにあたって、流域住民の方々や関係機関の理解と参加を得ることが必要不可欠です。そこでさまざまな立場の方々、今後の由良川における人と川との関わり方や今後の川づくりのあり方についての意見交換・討論ができる場を設置することで、調査研究・意見交換を行い、今後の河川整備計画の内容に反映させたいと考えています。 このような意見交換を通じ、実現可能なものから順番に、人々が川に期待している思いを具体化する川づくりを推進していきます。 戴いたご意見は本河川整備計画における計画の対象とはなっておりませんが、今後の意見交換会などを通じて議論していきたいと考えております。	原案第6章(47P)	原案には反映できません。